

別紙

令和 7 年国勢調査 調査区要図及び調査員用地図作成業務仕様書

1 業務名

令和 7 年国勢調査 調査区要図及び調査員用地図作成業務

2 業務目的

本業務は、令和 7 年国勢調査において、総務省から貸与された調査区情報、住宅地図情報をもとに、調査結果提出の際に作成する調査区要図及び調査員が実査中に参考資料として使用する地図の作成を目的とします。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）まで

4 業務範囲

光市全域（4 0 2 調査区）

5 光市が用意するもの

- （1）背景図データ「Zmap-TOWNⅡ（縮尺 2 5 0 0 分の 1）」（総務省から貸与）
- （2）基本単位区（調査区）境界データ（総務省から貸与）
- （3）要図用の専用用紙（総務省から支給）

6 納期及び納入場所

- （1）納期：令和 7 年 7 月 3 1 日（木）までに納品すること。
- （2）納入場所：光市政策企画部企画調整課統計係

7 成果品

（1）調査区要図

ア 規格：A 4 モノクロ

イ 数量：調査区ごとに専用用紙に印刷したものと電子データを各 1 部

ウ 枠内に道路、河川、鉄道、住宅・建物枠を灰色細線で表示し、方位記号、調査区境界（—●—●—●—）、基本単位区境界（—○—○—○—）を見やすく表示すること。また、備考情報があるものについては枠内左下等に表示すること。

エ 都道府県名、市区町村名、市区町村コード、調査区番号及び調査区の所在地を所定の欄に表示すること。

オ 範囲が広く縮尺が小さくなってしまう調査区については、分割図を作成すること。分割をする際には、なるべく基本単位区境界や家等のあまりない地域で行い、その際、分割図

間には重複部分を設けること。

カ 集合住宅等がある調査区については、引き出し図（集合住宅の階数、階ごとの部屋数がわかるよう升目を入れた図）を枠内に記入できるように余白を設けること。

(2) 調査員用地図の印刷物

ア 規格：A3カラー

イ 数量：調査区ごとに各2部

ただし、A3用紙1枚に入りきらない場合は、複数枚に分割して作成すること。この場合においては、全体図も作成すること。

ウ 確定した調査区要図の調査区範囲をもとに出力する。

エ 都道府県市区町村名、市区町村コード、調査区番号及び調査区の所在地、道路線、河川、鉄道、家形枠、方位・距離の目安を表す記号、調査区境界（赤色実線）、基本単位区境界（緑色実線）、宅名情報、町丁目界を見やすく表示すること。

(3) 受託者は、本業務完了後、瑕疵又は疎漏に起因する不良が発見された場合は、速やかに成果品の改善をすること。また、これに要する費用は受託者の負担とする。

なお、成果品の詳細仕様については、委託者と受託者の協議により決定する。

8 権利等の帰属

成果品の所有権は、成果品の引き渡し後、受託者から委託者に帰属する。著作権のうち、受託者に係る部分については、受託者に留保する。

9 その他特記事項

(1) 成果品に伴う最新デジタル地図データのライセンス及び複製利用料は委託費用に含まれるものとする。

(2) 受注者は確かな経験を有することが必須であるため、令和2年国勢調査の際、本業務の作成実績を有する者とし、その契約書の写しを提出すること。

(3) 受託者は、本業務について疑義が生じた場合には、速やかに担当課に報告し、協議を行い、その指示を受けるものとする。

(4) 貸与するデータ、資料の汚損・亡失等のないよう厳重な管理を行うこと。

(5) 貸与物品の受領に際しては、誓約書（所定様式）、受領書（任意様式）を提出し、作成した資料の提出に際しては、納品書（任意様式）を提出すること。

(6) 事業の取組については、光市の公式ウェブサイトをはじめ、県、国の公式ウェブサイトや広報紙等で公表する場合がある。

(7) 受託者は、光市個人情報保護法施行条例（令和4年光市条例第22号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(8) 委託者は、本契約の履行上知り得た情報（出处等）、目的物の情報及び本契約に基づいて受託者から開示された情報を、受託者の書面による事前の承諾がない限り、第三者に開示

し、若しくは漏えいし、又は公表してはならないものとする。

(9) 受託者は、重要と認める事項については、委託者とあらかじめ文書で協議し、承認を得なければならない。

(10) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。